○国土交通省告示第九百二十一号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示（昭和五十二年運輸省告示第六百七号）の一部を次のように改正する。

令和七年十月二日

国土交通大臣　中野　洋昌

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

1　VOR

名称	設置者の氏名及び住所	位置及び所在地	搬送周波数（メガヘルツ）	空中線電力（ワット）	コースの方向	識別符号	運用時間	供用開始期日	利用上の特記事項
（略）									
百里VOR	上欄に同じ	N36°11′E140°25′ 茨城県小美玉市	113.3	100	なし	ＨＵＣ	24時間	平成22年３月11日	百里タカンと組合せＶＯＲＴＡＣとして運用
（略）									

4　DME

名称	設置者の氏名及び住所	位置及び所在地	搬送周波数（メガヘルツ）	空中線電力（キロワット）	コースの方向	識別符号	運用時間	供用開始期日	利用上の特記事項
（略）									
隠岐DME	上欄に同じ	N36°10′E133°19′ 島根県隠岐郡隠岐の島町	1,116	1.5	なし	ＯＩＥ	24時間	昭和59年３月15日	隠岐ＶＯＲと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用

改正前

1　VOR

名称	設置者の氏名及び住所	位置及び所在地	搬送周波数（メガヘルツ）	空中線電力（ワット）	コースの方向	識別符号	運用時間	供用開始期日	利用上の特記事項
（略）									
与沢VOR	上欄に同じ	N36°12′E140°25′ 茨城県小美玉市	117.2	100	なし	ＹＺＥ	24時間	令和７年９月４日	与沢ＤＭＥと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用
百里VOR	上欄に同じ	N36°11′E140°25′ 茨城県小美玉市	113.3	100	なし	ＨＵＣ	24時間	平成22年３月11日（令和７年９月４日から令和７年11月26日まで供用休止）	百里タカンと組合せＶＯＲＴＡＣとして運用
（略）									

4　DME

名称	設置者の氏名及び住所	位置及び所在地	搬送周波数（メガヘルツ）	空中線電力（キロワット）	コースの方向	識別符号	運用時間	供用開始期日	利用上の特記事項
（略）									
与沢DME	上欄に同じ	N36°12′E140°25′ 茨城県小美玉市	1,206	1.5	なし	ＹＺＥ	24時間	令和７年９月４日	与沢ＶＯＲと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用